



～ 長崎県内の私立高等学校等に
在学している生徒の保護者の皆様へ ～

**令和4年度 ※新1年生のみ対象
長崎県私立高等学校等奨学給付金について（早期給付）**

長崎県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するために、奨学給付金を支給します。

この給付金については、学校設置者に給付金に係る事務と受領を委任していただき、保護者が納めるべき授業料以外の学校徴収金等に充当することといたしておりますので、学校を通じて申請してください。

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特に入学時の負担が大きい新入生に対する一部給付の前倒しの案内です。

1. 支給要件

令和4年4月1日現在において、次のすべての要件を満たしていること

- ① 高校生等が、高等学校等就学支援金の支給対象校の1年生として在学しており、高等学校等就学支援金又は専攻科の生徒は高等学校等修学支援事業費補助金の支給対象要件に該当していること（授業料全額減免のため受給していない場合を含む）
- ② 保護者が長崎県内に住所を有すること
- ③ 保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税、生活保護（生業扶助）受給世帯、もしくは4月までに保護者の失職等による家計急変で道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当する世帯であること

※上記支給要件を満たしていても、以下のいずれかに該当する場合は支給対象となりません。

- ・令和4年4月1日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合
- ・他の都道府県から奨学のための給付金を受給する場合
- ・道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の判定において、保護者の全員又は一部が市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住していない等の理由により、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できない場合

2. 支給金額

| 区分 | 高校生等1人あたりの給付額 | | 支給対象経費 | | |
|----------------------------------------------------------------------|---------------------------|----------------|------------------------|----------|---------|
| | 年額 | 今回支給額 (1/4) | | | |
| 生業扶助受給世帯の高校生等 (全ての課程共通) | 52,600円 | 13,150円 | 授業料以外の 教育に必要な 経費 | | |
| 4月までに家計急変した世帯 帯を除く。 道府県民税所得割及び市町村民 税非課税世帯(生業扶助受給世 帯を除く。) | 通信制の高校生等 (第1子、第2子以降共通) | 52,100円 | | 13,025円 | |
| | 通信制以外 の高校生等 | 第1子の 高校生等 | | 134,600円 | 33,650円 |
| | | 第2子以降 の高校生等 | | 152,000円 | 38,000円 |
| 道府県民税所得 割及び市町村民 税非課税世帯 | 専攻科の高校生等 | 52,100円 | | 13,025円 | |

※「第1子」及び「第2子以降」の区分は、別紙1「高校生等奨学給付金(世帯構成別)」で確認してください。

※なお、7月～翌年3月分に相当する額については、7月1日現在の状況に基づき支給の判断を行うため、改めて申請が必要です。(7月1日現在、支給の対象でなかった場合も、4～6月分の返還を求めることはありません。)

3. 申請方法

学校が定める期限までに、次の給付申請書等を学校へ提出してください。
なお、家庭状況に応じて記載書類の他に添付書類を求める場合がございますのでご了承ください。

1. 生業扶助（生活保護）受給世帯の高校生等(専攻科を除く)

- ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号）
- イ 生活保護（生業扶助）受給証明書
 - ・令和4年4月1日以降に発行されたもの

2. 令和3年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯で、第1子の高校生及び専攻科に在籍する高校生等

- ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号）
- イ 保護者等全員の令和3年度（令和2年中の所得）の課税証明書、非課税証明書等
 - ・自営業などの場合は、「市町村民税・県民税の納税通知」でも可
- ウ 住民票謄本（筆頭者の記載のあるもの、続柄記載）

3. 令和3年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であり、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟、姉妹がいる世帯で、第2子以降の高校生等

- ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号）
- イ 保護者等全員の令和3年度（令和2年中の所得）の課税証明書、非課税証明書等
 - ・自営業などの場合は、「市町村民税・県民税の納税通知」でも可
- ウ 住民票謄本（筆頭者の記載のあるもの、続柄記載）
 - ・扶養する高校生等及び兄弟、姉妹（15歳以上23歳未満）のうち、保護者等と別居し住民票を異動させている場合は、その者の住民票除票も併せて添付すること
- エ 令和4年4月1日現在の年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の者を扶養していることが確認できる健康保険証等の写し
 - ・高校生等本人及び兄弟、姉妹（15歳以上23歳未満）の健康保険証の写し
 - ※国民健康保険証の場合は、扶養者の保険証の写し、扶養誓約書（第1号様式）を併せて提出すること

4. 令和3年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯で、通信制の高校生等

- ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号）
- イ 保護者等全員の令和3年度（令和2年中の所得）の課税証明書、非課税証明書等
 - ・自営業などの場合は、「市町村民税・県民税の納税通知」でも可
- ウ 住民票謄本（筆頭者の記載のあるもの、続柄記載）

5. 保護者の失職等により収入が激減し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯の高校生等

- ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号）
- イ 保護者等全員の収入が減少し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当することが確認できる書類
 - ①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類(離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出など)
 - ②家計急変後の収入を証明する書類(会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など)
 - ※保護者等全員の令和3年度(令和2年中の所得)の課税所得証明書についても提出をお願いします。
 - ③保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類(扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等)
 - ④その他知事が必要と認める書類
 - ※添付する書類については、個別にご相談ください。
- ウ 住民票謄本（筆頭者の記載のあるもの、続柄記載）
- エ 令和4年4月1日現在の年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の者を扶養していることが確認できる健康保険証等の写し
 - ・高校生等本人及び兄弟、姉妹（15歳以上23歳未満）の健康保険証の写し
 - ※国民健康保険証の場合は、保険証の写しと併せて、扶養者の保険証の写し、扶養誓約書（第1号様式）を提出すること

4. 問い合わせ先

学校または長崎県総務部学事振興課までお尋ねください。

＜長崎県総務部学事振興課＞

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

電話 095-895-2282